参照条文

○　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）
※防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五十三号）による改正後のもの

（退職の承認）

第四十条　第三十一条第一項の規定により隊員の退職について権限を有する者は、隊員が退職することを申し出た場合において、これを承認することが自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認めるときは、その退職について政令で定める特別の事由がある場合を除いては、任用期間を定めて任用されている陸士長等、海士長等又は空士長等にあつてはその任用期間内において必要な期間、その他の隊員にあつては自衛隊の任務を遂行するため最少限度必要とされる期間その退職を承認しないことができる。

（身分保障）

第四十二条　隊員は、懲戒処分による場合、第四十四条の二第一項又は第四十四条の五第三項の規定により降任される場合及び次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。

一～三　（略）

四　組織、編成若しくは定員の改廃又は予算の減少により、廃職又は過員を生じた場合

（自衛官への定年退職者等の再任用）

第四十五条の二　任命権者は、前条第一項の規定により退職した者又は同条第三項若しくは第四項の規定により勤務した後退職した者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年（任期の末日がその者が年齢六十年に達する日前となる場合にあつては、三年）を超えない範囲内で任期を定め、教育、研究、補給その他防衛大臣の定める業務を行うことを職務とする常時勤務を要する官職に採用することができる。

２　前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、政令で定めるところにより、前項に定める期間を超えない範囲内で更新することができる。

３・４　（略）

（他の隊員についての依頼等の規制）

第六十五条の二　隊員は、営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）に対し、他の隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人（当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として、当該隊員若しくは隊員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、

若しくは依頼してはならない。
２　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
一　陸上幕僚監部、海上幕僚監部若しくは航空幕僚監部又は陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の部隊若しくは機関に置かれる組織であつて第六十五条の十第一項に規定する就職の援助に関する事務を処理するものに属する隊員のうちから防衛大臣が指定する者が若年定年等隊員（次のイからハまでのいずれかに該当する隊員をいう。以下同じ。）に係る当該就職の援助を目的として行う場合
イ　定年が年齢六十五年に満たないとされている自衛官（防衛省職員給与法別表第二の陸将、海将及び空将の欄並びに陸将補、海将補及び空将補の（一）欄又は（二）欄の適用を受ける自衛官を除く。）
ロ　第三十六条の規定により任用期間を定めて任用された自衛官
ハ　第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官で、同項の任期又は同条第二項の規定により更新された任期の末日の年齢が六十五年に達していないもの（定年に達した日の翌日に防衛省職員給与法別表第二の陸将、海将及び空将の欄並びに陸将補、海将補及び空将補の（一）欄又は（二）欄の適用を受ける自衛官を除く。）
二　退職手当通算予定隊員を退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合
３・４　（略）

（隊員の離職に際しての援助）
第六十五条の十　防衛大臣は、防衛省令で定めるところにより、若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助及び第六十五条の二第二項第一号イ又はハに該当する隊員であつた者の離職後その年齢が六十五年に達するまでの間の就職の援助を行う。
２　（略）

第六十五条の十三　防衛大臣は、毎年度、防衛省令で定めるところにより、第六十五条の十第一項に規定する就職の援助の実施結果について公表するものとする。

○労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）

（退職時等の証明）
第二十二条　労働者が、退職の場合において、使用期間、業務の種類、その事業における地位、賃金又は退職の事由（退職の事由が解雇の場合にあつては、その理由を含む。）について証明書を請求した場合においては、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない。
②～④　（略）

○　国家公務員退職手当法（昭和２８年法律第１８２号）

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）
第八条の二　（略）
５　各省各庁の長等は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」

という。）を行うに当たつては、同項各号の別、第五項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間、募集をする人数及び募集の期間その他当該募集に関し必要な事項であつて政令で定めるものを記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

３～１０　（略）

○　自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）（抄）※防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五十三号）による改正後のもの

（就職の援助に関する手続）

第六十五条の十一　法第六十五条の二第二項第一号イ又はハに該当する隊員（以下「若年定年制自衛官等」という。）であつた者が法第六十五条の十第一項に規定する離職後その年齢が六十五年に達するまでの間の就職の援助を受けようとする場合には、別記様式第四の申請書に直前に当該者を雇用していた事業主が当該者の請求に基づき発行する離職の事由（離職の事由が解雇又は免職の場合は、その理由を含む。）を証明する書類及び防衛省が発行する当該者が若年定年制自衛官等として在職していたことを証明する書類を添付して、防衛大臣に提出するものとする。

２・３（略）

４　防衛大臣は、必要があると認めるときは、若年定年等隊員の就職の援助を行うことを目的とする一般財団法人に対し、第二項の就職の援助及び第一項の申請書の提出その他の就職の援助に伴う事務の一部を委託することができる。

５　第一項から前項までに定めるもののほか、若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助及び若年定年制自衛官等であつた者の離職後その年齢が六十五年に達するまでの間の就職の援助に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

○　他の隊員についての就職の依頼等の規制を適用しない隊員を定める訓令（平成２７年防衛省訓令第３５号）（抄）※防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五十三号）による改正後のもの

（定義）

第２条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴ ～⑶（略）

⑷　若年定年制自衛官等　法第６５条の２第２項第１号イ又はハに該当する隊員をいう。

⑸　就職の依頼等　営利企業等に対し、若年定年等隊員を離職後に、若しくは若年定年制自衛官等であった者を離職後その年齢が６５歳に達するまでの間に、当該営利企業等又はその子法人の地位に就かせることを目的として、当該若年定年等隊員若しくは若年定年制自衛官等であった者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該若年定年等隊員をその離職後に、若しくは若年定年制自衛官等であった者を離職後その年齢が６５歳に達するまでの間に、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせるこ

とを要求し、若しくは依頼することをいう。

○自衛隊員の退職管理基本方針について（防人計（事）第５号。２７．１０．１）
（抄）

２　隊員の再就職の規制等に係る指針　（略）

⑷　早期退職募集制度等の活用

年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図るため、早期退職募集制度の適切な運用を図る。

また、航空機操縦士の年齢別構成の適正化、民間航空会社への無秩序な流出の防止等を図るための施策である割愛の趣旨により、自衛隊法第４０条の規定により退職を申し出ることに応ずる隊員の募集を適切に実施する。なお、当該制度の活用に当たっては、再就職に関する規制等を厳守した運用に十分配慮するものとする。